

作業環境測定基準の一部を改正する件 新旧対照条文

○作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）

改 正 案	現 行
<p>(騒音の測定)</p> <p>第四条 令第二十一条第三号の屋内作業場(労働安全衛生規則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。)における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 測定は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 測定に用いる機器(以下「騒音計」という。)は、等価騒音レベルを測定できるものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>第九条 電離放射線障害防止規則第五十三条第二号又は第三号に掲げる作業場における空気中の放射性物質の濃度の測定は、次の方法によらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げるいずれかの分析方法</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 空気中のウランの濃度を測定する場合には、蛍光光度分析方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定化学物質の濃度の測定)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有す</p>	<p>(騒音の測定)</p> <p>第四条 令第二十一条第三号の屋内作業場(労働安全衛生規則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。)における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 測定は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 測定に用いる機器(以下「騒音計」という。)は、日本工業規格C一五〇二(普通騒音計)に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>第九条 電離放射線障害防止規則第五十三条第二号又は第三号に掲げる作業場における空気中の放射性物質の濃度の測定は、次の方法によらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げるいずれかの分析方法</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 空気中のウランの濃度を測定する場合には、けい光光度分析方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定化学物質の濃度の測定)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる</p>

る測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りではない。

一〇九 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物について、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは、「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

(有機溶剤の濃度の測定)

第十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、空気中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りではない。

。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りではない。

一〇九 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる物について、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該特定化学物質の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは、「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

(有機溶剤の濃度の測定)

第十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、空気中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りではない。

るときは、この限りではない。

一〇二十四 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物(第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号から第四十五号まで及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。)について有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十八条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第一(第十条関係)

物の種類 (略)	試料採取方法	分析方法
アルファーナフチル	液体捕集方法	吸光光度分析方法又

一〇二十四 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる物(第二号、第六号から第十号まで、第十七号、第二十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十二号、第三十四号、第三十九号、第四十号、第四十二号から第四十五号まで及び第四十七号に掲げる物にあつては、前項各号に掲げる物を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われる場合に限る。)について有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十八条の二第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該有機溶剤の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。この場合において、当該単位作業場所における一以上の測定点において第一項に掲げる方法を同時に行うものとする。

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第一(第十条関係)

物の種類 (略)	試料採取方法	分析方法
アルファーナフチル	液体捕集方法	吸光光度分析方法又

(略)	臭化メチル	(略)	トリレンジイソシアネート	(略)	アミン及びその塩	(略)	ベリリウム及びその化合物	(略)	アクリルアミド	(略)	コールドタール	(略)	ろ過捕集方法	(略)	ろ過捕集方法	(略)	は蛍光光度分析方法								
	液体捕集方法 、固体捕集方法 又は直接捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法
	一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法

(略)	臭化メチル	(略)	トリレンジイソシアネート	(略)	アミン及びその塩	(略)	ベリリウム及びその化合物	(略)	アクリルアミド	(略)	コールドタール	(略)	ろ過捕集方法	(略)	ろ過捕集方法	(略)	はけい光光度分析方法								
	液体捕集方法 又は直接捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法
	一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法 二 直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法		ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法	ろ過捕集方法

(略)	パラ－ニトロクロロベンゼン	(略)	(略)
	砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	ろ過捕集方法	吸光度分析方法又は原子吸光分析方法

別表第二(第十三条関係)

(略)	物の種類 (略)	試料採取方法	分析方法
	二硫化炭素	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、吸光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 三 直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

(略)	パラ－ニトロクロロベンゼン	(略)	(略)

別表第二(第十三条関係)

(略)	物の種類 (略)	試料採取方法	分析方法
	二硫化炭素	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法又は固体捕集方法にあつては、吸光度分析方法 二 直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法